

日野町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

日野町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

通学路の安全確保については、従来から各小中学校、地域団体、道路管理者等による取組を行ってきました。しかし全国で相次ぐ交通事故により平成24年度、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が策定されました。これにより各地域が関係機関と連携し、交通安全確保に取り組むこととなりました。

これを受けて、日野町でも危険箇所として報告された箇所について緊急合同点検を実施しました。通学路は道路状況の変化や、児童生徒の住所により変化することから定期的に危険箇所の合同点検を行い、交通安全対策を推進することを目的として本プログラムを策定します。

2. 推進体制

通学路の交通安全対策に係る推進体制として「日野町通学路安全推進会議」を設け本プログラムの推進組織とします。

「日野町通学路安全推進会議」の構成

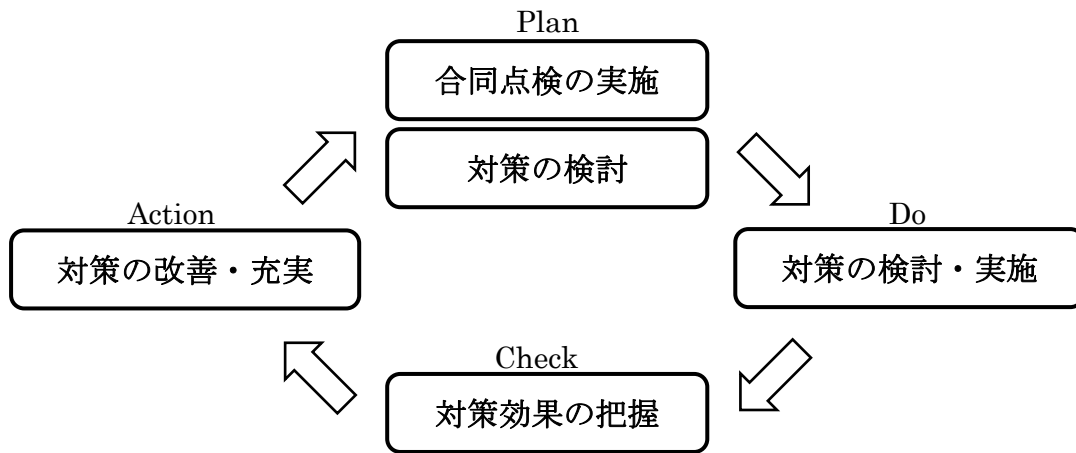
- ・ 西部総合事務所日野振興センター
- ・ 黒坂警察署
- ・ 日野町教育委員会
- ・ 根雨小学校代表者
- ・ 根雨小学校PTA
- ・ 黒坂小学校代表者
- ・ 黒坂小学校PTA
- ・ 日野中学校代表者
- ・ 日野中学校PTA
- ・ 日野町企画政策課
- ・ 日野町産業振興課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に関係機関と合同点検を行い、危険箇所の対策及び改善を実施することとし、通学路の交通安全対策を連携して推進します。またPDCAサイクルを繰り返し実施することで、安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検

危険箇所として関係機関から報告があった場合、各道路管理者と警察署による協議を行い、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討・実施

合同点検の結果、対策が必要な箇所については、カーブミラーの設置などのハード対策や交通安全教育といったソフト対策を個所ごとに検討・実施します。

(4) 対策効果の改善・充実

対策を実施した箇所については、児童・生徒が実際に安全になったという効果把握を行い、必要に応じて対策の改善・充実を図ります。

4. 通学路の安全対策状況の公表

通学路の安全対策の推進状況については、適宜「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。